

議 会 資 料	議案第 2 2 号
生涯学習スポーツ課	

志摩市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

東海中学校第2運動場については、旧甲賀小学校運動場跡地を学校体育施設として利用していましたが、生徒数の減少により学校用途が無くなり、学校体育施設として対象外となったため、改正いたします。

2. 改正する条例の要点

別表中の開放する学校名欄にある「東海中学校」について、場所「志摩市阿児町甲賀 2385 番地」と開放する施設「運動場」を削除いたします。

3. 改正による効果等

本改正により利用実態と見合った規定となります。

志摩市学校体育施設の開放に関する条例(平成16年志摩市条例第132号)新旧対照表

現行					改正後				
別表(第2条、第6条、第12条関係)					別表(第2条、第6条、第12条関係)				
開放する学 校名	場所	開放する 施設	運動場夜間 照明使用料 1時間当り 単価	体育館使用 料 1時間当り 単価	開放する学 校名	場所	開放する 施設	運動場夜間 照明使用料 1時間当り 単価	体育館使用 料 1時間当り 単価
東海中学校	志摩市阿児 町甲賀2088 番地1	運動場・ 体育館		250円	東海中学校	志摩市阿児 町甲賀2088 番地1	運動場・ 体育館		250円
	志摩市阿児 町甲賀2385 番地	運動場	500円						